◎責任開始に関する特約とは？

責任開始に関する特約とは多くの保険で耳にするかと思います。

そんな責任開始に関する特約とは詳しくはどのようなものなのでしょうか。

従来、生命保険契約上の保障は、「申込書受領」「告知」「初回保険料の払い込み」の3つの

要件がすべて満たされて保障が開始されます。

したがって、申込や告知を行っていても初回保険料が支払われていなければ、保険金や給付

金は支払われません。

しかし最近は多くの保険で責任開始に関する特約が付加できるようになって、初回保険料

振込を待たずして保障が開始されるようになっています。

責任開始に関する特約を付加した場合には、「申込書の受領」および「告知」がそろった時

点で保障が開始します。

ただし、がん保険やがんにかかる特約部分には「責任開始に関する特約」を付加していても、

９０日間の免責期間があるため、すぐに保証開始とはなりません。

また、保険会社によっては初回保険料の振り込みがなかったために契約が無効になった場

合、新たにご契約される場合「責任開始に関する特約」を付加して加入できない場合があり

ますので、注意が必要です。